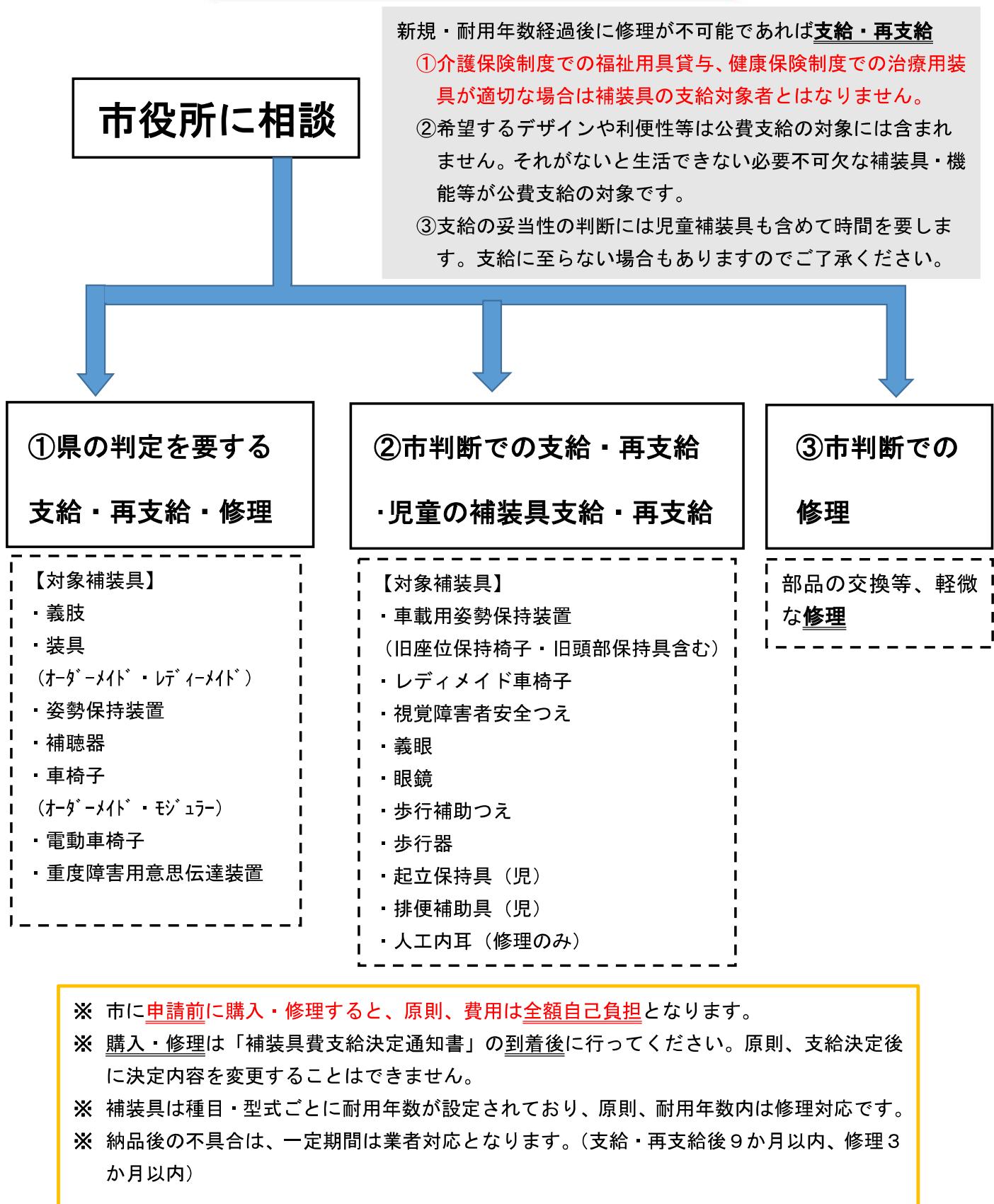


補装具の申請の流れ



補装具の申請の流れ

① 県の判定を要する
支給・再支給

●県での直接判定の場合

- 【対象補装具】
- ・義肢
 - ・装具
 - ・姿勢保持装置
 - ・車椅子（オーダーメイド・モジュラー）
 - ・電動車椅子

●医師の意見書による書類判定の場合

- 【対象補装具】・補聴器
・重度障害者用意思伝達装置

医師へ
意見書・処
方箋の依頼

窓口で書式をお渡しします。

申請

持ち物

- ・補装具費支給申請書
- ・代理受領に係る補装具費支払請求書兼委任状 窓口でご用意があります。
- ・補装具費の交付・再交付・修理に係る確認書
- ・身体障害者手帳
- ・印鑑
- ・マイナンバーのわかるもの
- ・医師の意見書と処方箋（意見書による判定の場合）
- ・既交付済の補装具（可能であれば）
- ・見積書（義肢・装具以外）

調査

既交付済の補装具の状態を確認します。

必要に応じ補装具の写真を撮ります。

※ 「相談」「申請」の段階で既交付済の補装具の確認ができた場合及び
新規支給の場合は不要です。

※電動車いすは操作状況等の確認のため訪問調査を必ず行います。

県での 直接判定

市役所から判定日の連絡が電話であるので、
指定の日に
・山梨県障害者相談所
・県立あけぼの医療福祉センター
どちらかで判定を受けてください。

支給決定

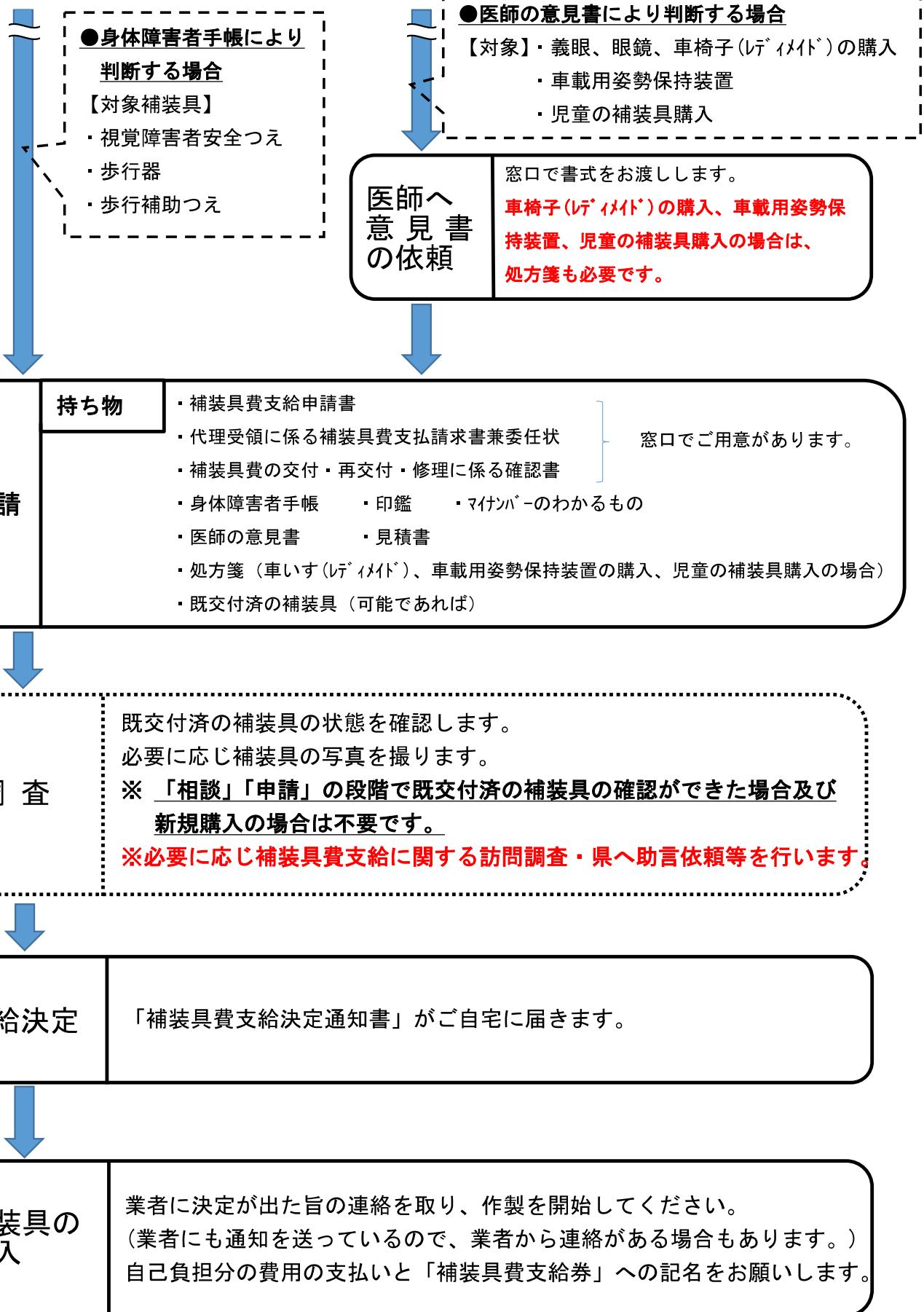
「補装具費支給決定通知書」がご自宅に届きます。

補装具の 購入

業者に決定が出た旨の連絡を取り、作製を開始してください。
(業者にも通知を送っているので、業者から連絡がある場合もあります。)
自己負担分の費用の支払いと「補装具費支給券」への記名をお願いします。

補装具の申請の流れ

②市判断の支給・再支給
児童補装具支給・再支給



補装具の申請の流れ

①・③修理

